

宗務所の研修会等における インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症への対応方針

1. 参加の条件

- (1) 研修会初日において、37.5 度以上の発熱やインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への感染が疑われる症状がないこと。
- (2) 研修会初日からさかのぼって 1 週間以内に、感染症の発症がないこと。

2. マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断を基本とする。但し、次の場合は以下のとおり対応すること。

- (1) 感染症の感染状況、会場の密集・密接状況、参加者の年齢層などにより、研修会等を所掌する担当部においてマスクの着用が必要と判断した場合には、参加者等へマスクの着用を求める。
- (2) 研修会初日からさかのぼって 1 週間以内に、感染症への感染が確定した者または疑われる者との接触（同居や長時間密接した空間で過ごした場合等）があった参加者、また、新型コロナウイルス感染症の感染確定後 10 日を経過していない参加者は、不織布マスクを着用する。

3. 基本的な感染予防対策

- (1) 会場等の入口にアルコール消毒液を設置する。
- (2) 換気を定期的に行う。
- (3) 感染症の流行期においては、人と人との距離を確保する。

4. 研修会等の期間中において感染症への感染が疑われる参加者が出た場合の対応

- (1) 感染症への感染が疑われる参加者については、担当部の判断により、参加中止を求める。
- (2) 必要に応じて、医療機関等を受診させ、医師の指示に従うこと。
- (3) 職員及び講師等は、マスク着用等の適切な感染防止対策を講じたうえで対応する。

5. その他

- (1) 感染症の感染が大きく拡大した場合の対応については、適宜参加者へ通知する。
- (2) 本対応方針に基づき、参加条件を満たさず不参加となった場合、また、研修会等の期間中に感染症への感染が疑われ担当部の判断により参加中止となった場合において生じる、開催場所までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料含む。）は自己負担とする。なお、参加費等は、参加中止のタイミング等により、担当部において判断のうえ対応する。
- (3) 本対応方針を参加者に対して事前に周知する。
- (4) 研修会等に関わる職員及び講師等についても本対応方針に基づき対応する。
- (5) インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症への対応については、国が示す方針に準じて判断する。

以 上